明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

3　［略］

4　高齢任意加入被保険者は、その氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、これらの変更に関する書類を当該学校法人を経て事業団に提出しなければならない。

［項を削る。］

（限度額適用証の交付等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者番号又は個人番号

三～六　［略］

2～6　［略］

（療養費、家族療養費及び月間の高額療養費の申請等）

第五条　加入者は、療養費、家族療養費及び高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。第六項に規定する場合を除き、以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～十　［略］

2～8　［略］

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二　申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　基準日被扶養者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

五　計算期間（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する計算期間をいう。第五条の二の三を除き、以下同じ。）の始期及び終期

3　［同上］

4　高齢任意加入被保険者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、これらの変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

5　前各項の規定による事業団への書類の提出は、高齢任意加入被保険者が所属する学校法人等を経由して行うものとする。

（限度額適用証の交付等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者番号

三～六　［略］

2～6　［略］

（療養費、家族療養費及び高額療養費の申請等）

第五条　加入者は、療養費、家族療養費及び高額療養費（第六項に規定する場合を除く。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～十　［同上］

2～8　［同上］

［条を加える。］